

# 継続持込みのご案内(令和6年4月)

## 目次

<b>1 清掃一組処理施設への持込み</b> .....	1
(1) 持込みの区分 .....	1
(2) 持込みの要件 .....	1
<b>2 継続持込みの手続</b> .....	2
(1) 申請手続について .....	2
(2) 申請に対する承認について .....	2
(3) 継続持込承認内容に変更がある場合の届出等について .....	3
(4) 故障等の際の代車について .....	5
<b>3 継続持込みでの搬入について</b> .....	6
(1) 清掃工場へ持ち込む場合の搬入計画について .....	6
(2) 継続持込管理システムについて .....	6
(3) 搬入の際の遵守事項 .....	7
(4) 廃棄物処理手数料について .....	7
(5) 継続持込みにおける受入制限 .....	8
<b>搬入受付時間等一覧</b> .....	9
<b>産業廃棄物一覧表</b> .....	10
<b>一組施設持込禁止物</b> .....	11
<b>一組施設における搬入可能な廃棄物の形状・寸法、車両の高さ等の制限</b> .....	12
<b>持ち込める廃棄物の例示</b> .....	15
<b>中防不燃ごみ処理センターへ搬入できる弁当がら等</b> .....	16
<b>ごみ伝票(レシート)の見方</b> .....	17
<b>ICカード及び一組施設での使用方法</b> .....	18
<b>清掃一組処理施設(清掃工場・中防等)一覧</b> .....	19

東京二十三区清掃一部事務組合施設管理部管理課 搬入承認・手数料係

【住所】〒102-0072

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

東京区政会館13階

【電話】03-6238-0829 【FAX】03-6238-0740

【電話・窓口受付時間】土日・祝日を除く 9:00~12:00、13:00~16:00

【ホームページ】 <https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp>



# 1 清掃一組処理施設への持込み

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）の清掃工場及び中防処理施設（以下「一組施設」という。）は、区の収集による家庭廃棄物以外に、東京 23 区内で発生した事業系一般廃棄物（以下「廃棄物」という。）を一定の受入基準のもとに受け入れています。

「持込み」とは、事業者の事業活動に伴って、東京 23 区内で発生した廃棄物を運搬し、一組施設に搬入することをいいます。

## (1)持込みの区分

持込みは、持込頻度及び持込業者により以下に分けられます。

### ①持込頻度による区分

継続持込み	定期的又は継続的に概ね毎週廃棄物を搬入する。 (申請受付窓口：清掃一組施設管理部管理課搬入承認・手数料係)
臨時持込み	継続持込みに該当しない頻度（一時的・臨時）で廃棄物を搬入する。 (申請受付窓口：廃棄物の排出場所を所管する各区清掃事務所)

※し尿関係は品川清掃作業所（19 ページ）へお問い合わせください。

### ②持込業者による区分

自己持込み	廃棄物の排出事業者が自ら搬入すること。
許可持込み	一般廃棄物の収集運搬を業として行う者が、排出事業者からの委託を受けて搬入すること。

## (2)持込みの要件

### ①搬入時間・施設

9 ページ「搬入受付時間等一覧」をご覧ください。

### ②一組施設に持ち込める廃棄物

**東京 23 区内で発生し、一組施設で処理可能な廃棄物のみ持ち込むことができます。**

詳細は以下に記載しているページの内容をご覧ください。

ア 受入れできない廃棄物

- ・ 10 ページ「産業廃棄物一覧表」、11 ページ「一組施設持込禁止物」に該当する廃棄物
- ・ 12 ページ「一組施設における搬入可能な廃棄物の形状・寸法、車両の高さ等の制限」を超える形状、寸法の廃棄物

イ 受入れできる廃棄物

アに該当しない廃棄物のうち、概ね 15 ページ「持ち込める廃棄物の例示」又は 16 ページ「中防不燃ごみ処理センターへ搬入できる弁当がら等」に該当する廃棄物

### ③持込車両の基準

原則、持ち込む際の車両は以下の基準を満たす必要があります。

ア 自動車検査証に関すること

- ・ 東京都又は隣接地域の運輸支局等で登録された車両であること。
- ・ 用途欄が、貨物又は特種であること。
- ・ 所有者欄又は使用者欄が、持込みを行う者の名義となっていること。
- ・ 有効期間内であること。

イ 車体の形状・寸法に関すること

- ・ 原則として自動排出機能を有すること。
- ・ 汚水や悪臭が発生するおそれのある廃棄物（厨芥、弁当がら等）を運搬する場合は、荷箱が密閉できる構造であること。
- ・ 車両の幅、高さは 12 ページ「一組施設における搬入可能な廃棄物の形状・寸法、車両の高さ等の制限」に記載する範囲であること。

ウ 許可車両に関すること

東京二十三区清掃協議会一般廃棄物処理業許可取扱要綱及び各区の一般廃棄物処理業許可取扱要綱に規定する基準等を満たすこと。

## 2 継続持込みの手続

継続持込みにより搬入を希望する持込業者は清掃一組あてに新規承認申請を行う必要があります。

また、継続持込みの承認期間は2年を限度としていますが、その承認期限が近づいている継続持込業者も、更新承認申請を行う必要があります。

### (1)申請手続について

#### ①申請期限

新規又は更新の承認期間開始月の前々月まで

(例：継続持込みの承認期間開始月が4月の場合、2月末日が申請期限です。)

#### ②申請先

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館13階

東京二十三区清掃一部事務組合 施設管理部管理課 搬入承認・手数料係

#### ③申請書類

1	廃棄物継続持込承認申請書 ※1※2 (控えが必要な場合は2部提出してください。)
2	同意書 ※1、※2
3	・自動車検査証の写し(電子自動車検査証の場合は、自動車検査証記録事項) ・新規申請で空車計量を行った車両を登録する場合空車計量申請書及び計量証明書(空車計量は、コンテナ専用車、脱着装置付コンテナ専用車及び車検証の車両総重量が10t以上の車両、軽微な補強・改造などを行い実際の車両重量が車検証の車両重量と異なっている車両の場合に行う必要があります。) ※3
4	新規申請の場合交付後3か月以内の印鑑証明書
5	新規申請で清掃工場への搬入を希望する場合廃棄物搬入先新設・変更要望書 ※1
6	宛先を明記したレターパック(切手を貼った封筒、スマートレターは不可) ※4

※1 清掃一組ホームページからダウンロードしてください。

ホーム > 持込業者様へ > 廃棄物の搬入に関する申請書・届出書

※2 押印する印鑑は、印鑑証明を取得しているものとしてください。

※3 詳細は清掃一組ホームページをご覧ください。

ホーム > 持込業者様へ > 事業系一般廃棄物の持込みについて > 空車計量について

※4 承認後の交付物(廃棄物継続持込承認書、一般廃棄物継続持込承認カード)の送付を郵便で希望する場合はご提出ください。

#### ④申請方法

原則、郵送で申請してください。ただし、郵便が郵便事故などにより清掃一組に到達しなかった場合には、申請したとはみなされません。心配な方は郵便追跡サービスをご利用ください。

なお、窓口への書類持参でも、申請は受け付けます。

### (2)申請に対する承認について

#### ①申請に対し承認できる主な基準

ア 条例に基づく廃棄物処理手数料及び延滞金について、督促状による督促を受け、その督促状に記載する指定納期限以降も滞納をしている者に該当しないこと。

イ 新規に廃棄物継続持込の承認申請を行う場合は、申請の1か月前から承認までの期間において事業系一般廃棄物を毎週処理施設に搬入している実績があること。ただし、承認後において毎週継続して処理施設へ搬入する見込みが客観的に認められ、管理者が継続持込みを承認することが必要と認める場合は、実績があるものとして取り扱うことができる。

ウ 更新のために廃棄物継続持込の承認申請を行う場合は、承認期間中に事業系一般廃棄物を概ね毎週処理施設に継続持込みにより搬入している実績があること。ただし、承認期間の終期の2か月前から更新の承認までの期間において事業系一般廃棄物を毎週処理施設に継続持込みにより搬入している実績があり、管理者が継続持込みを承認することが必要と認める場合は、実績があるものとして取り扱うことができる。

エ 5年以内に、継続持込承認を取り消されていないこと。

※この他の基準は、別途、「東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物継続持込承認基準」を清掃一組ホームページに掲載していますので、確認してください。

ホーム > 持込業者様へ > 事業系一般廃棄物の持込みについて > (1)(コ)

## ②一般廃棄物継続持込承認カード等の交付

基準を満たし、継続持込みを承認した場合は、廃棄物継続持込承認書（以下「承認書」という。）と一組施設に搬入する際に使用する一般廃棄物継続持込承認カード（以下「ICカード」という。）を交付します。なお、ICカードは原則、車両単位で交付します。

## (3)継続持込承認内容に変更がある場合の届出等について

承認を受けている内容に変更がある場合は、その事項について届け出る必要があります。

### ①届出先

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 13 階

東京二十三区清掃一部事務組合 施設管理部管理課 搬入承認・手数料係

### ②届出書類

届出等内容	申請書・届出書	その他必要書類等
所在地・名称・代表者・印鑑・電話番号・FAX・送付先の変更	廃棄物継続持込承認変更届 ※1※2※3	交付後3か月以内の印鑑証明書（所在地・名称・代表者・印鑑を変更する場合に提出）
持込承認廃棄物の変更		無し
車両の増車・減車・代替		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車検査証の写し（電子自動車検査証の場合は、自動車検査証記録事項）※新たに登録する車両のみ提出</li> <li>・空車計量申請書及び計量証明書（空車計量を行った車両を新たに登録する場合に提出）※4</li> <li>・一般廃棄物収集運搬業の許可において交付された変更承認書の写し（許可持込みで増車の場合に提出）</li> <li>・一般廃棄物収集運搬業の許可において届け出た変更届の写し（許可持込みで代替の場合に提出）</li> <li>・使用していた車両のICカード（減車・代替において、届出当日に持込みが無い場合のみ提出）</li> </ul>
車両重量の変更 （最大積載量の変更を含む）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車検査証の写し（電子自動車検査証の場合は、自動車検査証記録事項）</li> <li>・空車計量申請書及び計量証明書（空車計量を行った場合に提出）※4</li> </ul>
承認書・ICカードの再交付	継続持込承認書・継続持込承認カード紛失・毀損届兼再交付申請書※1※2※3	無し
継続持込みの廃止	廃棄物継続持込廃止届 ※1※2※3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・承認書</li> <li>・ICカード</li> </ul>

※1 清掃一組ホームページからダウンロードしてください。

ホーム > 持込業者様へ > 廃棄物の搬入に関する申請書・届出書

※2 押印する印鑑は、印鑑証明を取得しているものとしてください。

※3 控えが必要な場合は2部提出してください。

※4 詳細は清掃一組ホームページをご覧ください。

ホーム > 持込業者様へ > 事業系一般廃棄物の持込みについて > 空車計量について

### ③届出方法

郵送又は窓口で受け付けます。車両に関する届出で、新しく登録する車両を直ちに使用したい場合等は、窓口を持参してください。郵送で届出書等の控え、ICカード、廃棄物継続持込承認変更確認書の受け取りを希望する場合は、前ページの表に記載の必要書類等のほか、宛先を明記したレターパック（切手を貼った封筒、スマートレターは不可）を提出してください。なお、交付物は届出内容等により異なります。

### ④各届出事項の詳細等

ア 所在地・名称・代表者・印鑑・電話番号・FAX・送付先の変更

- ・名称はICカードに表示されていますが、届出を行っても、旧名称のICカードは引き続き使用できます。また、要望に応じて、新名称でのICカードも発行できますが、その場合、旧名称のICカードは返却してください。
- ・個人業者が法人化する場合は、個人業者として廃止の届出を行い、法人として新規申請を行う取扱いとなります。
- ・送付先とは、書類等の送付を希望する、主たる所在地とは別の所在地のことを指します。

イ 持込承認廃棄物の変更

- ・新たに清掃工場（又は中防）へ持ち込むこととなる場合等、届出内容によっては、ICカードを再発行する必要があります。
- ・許可持込みの場合は、一般廃棄物収集運搬業の許可における「許可対象廃棄物」の許可取得状況を確認してください。

ウ 車両の増車・減車・代替

- ・増車…持込車両を増やすことを指します。
- ・減車…持込車両を減らすことを指します。
- ・代替…持込車両を入れ替えることを指します。なお、代替は入れ替える車両が同車種である場合のみとしているため、車種が異なる場合は、増車及び減車の扱いとなります。
- ・自己持込みで、増車により持込車両を3台以上としたい場合は、清掃一組で定める基準を満たす必要がありますので、事前にご相談ください。
- ・減車又は代替において、届出当日に持込みが無い場合は、使用していた車両のICカードをなお、届出当日に持込みがある場合は、翌日以降に破棄願います。
- ・増車又は代替において、届出内容に問題が無ければ、即日ICカードを交付します。
- ・既に持込車両として使用している車両がコンテナ車で、コンテナに変更があった場合は、「車両の代替、減車、増車（コンテナの変更を含む。）」欄に記入してください。なお、届出内容によっては、事前に空車計量を行う必要があります。

エ 車両重量の変更

- ・既に持込車両として使用している車両に対し、補強・改造等を行った場合は届出が必要となります。
- ・運輸支局等での検査を受ける必要の無い軽微な補強・改造等の場合は、自動車検査証上の車両重量と実際の車両重量が異なるため、事前に空車計量を行う必要があります。
- ・補強、改造等を行い、運輸支局等での検査を受けた場合は、空車計量を行う必要はありません。
- ・届出内容に問題が無ければ、即日ICカードを交付します。

オ 承認書・ICカードの再交付

承認書又はICカードを紛失、毀損等した場合は、「継続持込承認書・継続持込承認カード紛失・毀損届兼再交付申請書」を提出してください。承認書又はICカードを再発行します。

カ 継続持込みの廃止

- ・継続持込みをしない場合は、速やかに廃棄物継続持込廃止届を提出してください。
- ・承認書及びICカードを返却してください。

#### (4)故障等の際の代車について

継続持込みの承認を受けている車両が、故障や車検により使用できないときは、代車を使用して持ち込むことができます。

##### ①承認期間

必要最低限の期間で、最長1か月

(この期間に故障が直らないときなどは、再度の代車申請が必要となります。)

##### ②代車として使用する車両の基準

- ・車両の使用権原が申請者にあること(車検証の所有者又は使用者の欄で確認します。)
- ・車検証の所有者又は使用者欄が申請者と異なるときは、車両を借り受けていることが確認できる書類(賃貸借契約書や貸出証明書等の写し)を提出してください。
- ・原則として、継続持込みの承認を受けている車両と、同じ車種であること。

##### ③申請先

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 13 階

東京二十三区清掃一部事務組合 施設管理部管理課 搬入承認・手数料係

##### ④申請書類

1	代車等使用申請書 ※1※2
2	・自動車検査証の写し(電子自動車検査証の場合は、自動車検査証記録事項) ・ <u>空車計量を行った車両を代車として使用する場合</u> 空車計量申請書及び計量証明書(空車計量は、コンテナ専用車、脱着装置付コンテナ専用車及び車検証の車両総重量が10t以上の車両、軽微な補強・改造などを行い実際の車両重量が車検証の車両重量と異なっている車両の場合に行う必要があります。) ※3
3	<u>代車を借り受けている場合</u> 賃貸借契約書や貸出証明書等の写し

※1 清掃一組ホームページからダウンロードしてください。

ホーム > 持込業者様へ > 廃棄物の搬入に関する申請書・届出書

※2 押印する印鑑は、印鑑証明を取得しているものとしてください。

※3 詳細は清掃一組ホームページをご覧ください。

ホーム > 持込業者様へ > 事業系一般廃棄物の持込みについて > 空車計量について

##### ⑤申請方法

郵送又は窓口で受け付けます。代車を直ちに使用したい場合は、窓口を持参してください。また、代車等使用承認書を郵送で希望する場合は、表に記載の申請書類のほか、宛先を明記したレターパック(切手を貼ったもの、スマートレターは不可)を提出してください。

##### ⑥清掃工場等での代車等使用承認書掲示

代車等使用承認書は清掃工場等の受付で提示してください。なお、ICカードは使用しないでください。

##### ⑦その他代車使用時の注意事項

- ・代車を使用する場合、早朝、昼休み(12時から13時)、夜間及び日曜日の搬入はできません。
- ・代車を使用する必要がなくなった場合には、速やかに代車等使用承認書を清掃一組に返却してください(郵送可)。

### 3 継続持込みでの搬入について

継続持込みをする際は、事前に定められた搬入計画により搬入することになります。なお、一組施設内では、職員の指示、標識等に従うとともに、制限速度、信号等を遵守し、安全に作業できるように努めなければなりません。

また、搬入した廃棄物の量に応じて、毎月、廃棄物処理手数料を納付する必要があります。

#### (1) 清掃工場へ持ち込む場合の搬入計画について

##### ① 基本計画

継続持込業者が一組施設へ搬入するに当たり、一組施設のうち搬入先となる清掃工場及び1日当たりの搬入量を事前に定めます。これを「持込可燃ごみ清掃工場搬入計画(以下「搬入計画」という。)」といいます。

搬入計画は、一組施設での廃棄物の安定的な処理のために定めていますので、指定された搬入先及び搬入量を厳守してください。

次週の搬入計画については、継続持込管理システム又は金曜日から日曜日の「復路ごみ伝票(17ページ参照)」で確認できます。

##### ② 計画変更

搬入計画の変更(搬入先の変更、搬入量の増減)を希望する場合は、必ず事前にご相談ください。

###### ア 変更可能時期

3月～5月	隔週月曜日
6月～2月	毎週月曜日

###### イ 変更手順

変更予定日の7日前までに相談し、変更できるか確認する。



変更内容を継続持込管理システムに入力する。



変更予定日の前週に清掃一組から、変更内容をメールで通知する。



変更した搬入先・搬入量で一組施設に搬入する。

##### ③ 搬入調整

清掃工場の定期点検や故障などの際は、東京23区内の全ての清掃工場を対象として、一時的に搬入先の変更を行う場合があります。また、故障の場合などは翌日からの変更もあります。

#### (2) 継続持込管理システムについて

継続持込管理システムは、継続持込業者の方の専用のシステムです。

現在搬入できる清掃工場の一覧や搬入先の変更情報などを、パソコンやスマートフォンで確認できるほか、継続持込に関する通知をメールで受信できます。

##### ① システムへのログイン

【継続持込管理システム URL】

<https://seisou-23.tokyo/henkou/displagon.action>



上記の URL にアクセスし、事業者コード(4桁の半角数字で入力。例:事業者コード「21」→「0021」)及びパスワード(4～8桁の英数字、大文字・小文字区別あり)を入力してください。初回のログイン時には、パスワードは事業者コードと同じ番号となっています。その際、パスワードの変更を求められますので、システムのメッセージに従いパスワードの変更を行ってください。また、セキュリティ上の観点から第三者にパスワードを教えないでください。

##### ② メールアドレスの登録

3(1)③に記載の搬入調整が生じる場合は、継続持込管理システムによるメールを通じて、事前にお知らせします(ただし、予定どおり搬入調整の期間が終了する場合は、お知らせしません。)。

確実にお知らせするため、メールアドレスを必ず登録してください。なお、メールアドレスは、搬入計画の通知用に1つ、更新案内や搬入調整など継続持込全般に関する通知用に3つまで登録できます。

### (3)搬入の際の遵守事項

一組施設に廃棄物を搬入する際は、次の事項を遵守してください。

#### ①一組施設に持ち込む際に携帯するもの

- ・ IC カード（代車を使用する場合は代車等使用承認書）
- ・ 持込車両の自動車検査証
- ・ 運転者の運転免許証
- ・ その他携帯を義務付けられているもの（許可持込みの場合の運転日報、一般廃棄物管理票等）

#### ②指定搬入路

一組施設へ搬入する際に通行する道路（施設周辺の道路）は、施設ごとに指定されています。必ず指定された搬入路を通行してください。各施設の搬入出路図については、清掃一組ホームページで確認できます。

ホーム > 持込業者様へ > 事業系一般廃棄物の持込みについて > (3) 搬入計画と搬入先変更 > (エ) 清掃車両搬入出路図

なお、施設の敷地外の道路は公道です。施設の開門時間の前から並ぶことなどは、周辺住民の方に迷惑がかかるほか、道路交通法違反となることがありますので、行わないでください。

#### ③ICカードの使用方法

- ・ IC カードは、継続持込みの際に使用するカードです（18 ページ参照）。IC カードは、屈折や高熱に弱いので、ハードケースに収納し、ケースに入れたまま使用してください。また、紛失・毀損防止の措置を講じてください。
- ・ 搬入時は、以下の手順に従って使用してください。  
カードを、カードリーダ装置の中央にある IC カード読み取り機に、確認音が鳴るまで触れさせる。

↓

ブザーが鳴ったら受付完了。搬入伝票を受け取り、搬入する。

↓

二度目計量の際も同様の手順で IC カード読み取り機に触れさせる。

#### ④安全作業の徹底

- ・ 廃棄物の運搬中は、テールゲートのスライドカバーを閉じる又はシートを掛けるなど、十分な飛散防止措置を講じてください。
- ・ 弁当がら等を持ち込むときは、弁当がら等以外の廃棄物を積載せず、荷箱が密閉できる車両で中防不燃ごみ処理センターに搬入してください。
- ・ 最大積載量を超えて廃棄物を積み込むことは、道路交通法違反であることに加え、車両が一組施設のごみバンクに転落する事故などの原因となります。このような事故が発生しないよう、廃棄物の無理な積み込みは行わないでください。
- ・ 一組施設内で事故を起こした場合は、施設職員に報告の上、自己の責任において原状回復を行ってください。また、一組施設及び職員に与えた損害は賠償していただきます。
- ・ 清掃工場では、原則としてプラットホームに下車しないでください。下車しなければならないときは、施設職員の指示に従うとともに、黄色い線からバンカ寄りには立ち入らないでください。また、墜落制止用器具を着用し、サンダルや下駄履きでは作業しないでください。なお、自動排出機能の無い車両で搬入する場合は、原則 2 名以上で作業を行ってください。
- ・ 中防処理施設のヤードで下車するときは、施設職員の指示に従ってください。また、車外で作業する際には、ヘルメットを着用し、サンダルや下駄履きでは作業しないでください。

### (4)廃棄物処理手数料について

#### ①金額及び算定方法

**17.5 円/kg (税込)**

搬入前後の車両総重量を計量し、その差を持込ごみ量とする、「二度計量」により算定します。二度計量ができない場合には、原則、車検証又は空車計量の車両重量等をもとに算定します。なお、1 度目の計量を行わなかった場合や、不適切な計量を行った場合等は、最大積載量で算定します。

また、1 度目計量と 2 度目計量の差が 0t の場合は、持込ごみ量は 10kg として算定します。



## ②納付方法

清掃一組から、原則、1 か月ごとに納入通知書により請求しますので、最寄りの金融機関で納付してください。

## ③廃棄物処理手数料を滞納した場合の措置

### ア 延滞金

廃棄物処理手数料を滞納したのち、督促状が到達したときは、廃棄物処理手数料に加えて、延滞金も請求します。

### イ 現金徴収

廃棄物処理手数料の滞納日数が 90 日に達したときは、搬入の都度、廃棄物処理手数料を現金にて請求します。この場合、現金を取り扱っていない施設・曜日・時間帯には搬入できません。延滞金の滞納が長期に及ぶ場合も、同様です。

### ウ 受入拒否

廃棄物処理手数料の滞納日数が 180 日に達したときは、一組施設への持込みを全て拒否します。臨時持込みもできません。

## (5)継続持込みにおける受入制限

以下の基準に従わないときは、一組施設への受入れを制限します。

### ①廃棄物の受入拒否

- ・一組施設で受入れできない廃棄物を持ち込んだとき。
- ・持込車両の基準に反するとき。
- ・承認された廃棄物、処理施設を守らないとき。
- ・指定搬入路を守らないとき。
- ・IC カード（代車の場合は代車等使用承認書）不携帯のとき。
- ・搬入物検査を拒否したとき。
- ・その他、管理者が受け入れることが適当でないとき等。

### ②搬入先等の制限

- ・搬入計画を守らず一組施設の運営に支障を及ぼしたとき。
- ・搬入物検査及び持ち帰り指示による指導後も持込みにおける遵守事項への違反行為を繰り返し、改善が見られないとき。
- ・搬入物検査の集中実施を行うとき等。

### ③継続持込みの停止

- ・処理施設に重大な影響を与えるなど悪質な搬入をしたとき、又はしようとしたとき。
- ・搬入先等の制限を受けた者が持込みにおける遵守事項への違反行為を繰り返し、改善が認められないとき。
- ・廃棄物処理手数料等の滞納があるとき。
- ・IC カードの不正使用があるとき。

### ④継続持込承認の取消し

- ・継続持込みの停止によっても改善されないとき。
- ・処理施設に極めて重大な影響を与えるなど悪質な搬入をしたとき、又はしようとしたとき。
- ・許可持込みにおいて、車両の改造等を許可区の区長（清掃協議会）へ届け出ず、それが重大かつ悪質であるとき。
- ・許可持込みにおいて、一般廃棄物収集運搬業の許可を取り消されたとき。
- ・一般廃棄物収集運搬業許可の欠格条項に該当するとき。

### ⑤全ての持込車両の受入拒否

生活環境の保全かつ処理施設の運営に極めて重大な悪影響を与えるなどの搬入をし、継続持込みの承認を取り消されたとき。

## 搬入受付時間等一覧

(令和6年4月現在)

施設名	受付時間 ※1			
	早朝搬入	昼間時間帯	夜間搬入	日曜搬入
中央	5:00～8:00	8:20～15:45	—	—
港	5:00～8:00	8:20～15:45	—	—
品川	5:00～8:00	8:20～15:45	—	—
目黒	—	8:20～15:45	—	—
大田(新)	5:00～8:00	8:20～15:45	15:45～21:45	7:00～8:00 8:20～12:00 13:00～15:45
大田(第一) ※2	5:00～8:00	8:20～15:45	15:45～21:45	7:00～8:00 8:20～12:00 13:00～15:45
多摩川	—	8:20～15:45	—	—
世田谷	5:00～8:00	8:20～15:45	—	—
千歳 ※3	5:00～8:00	8:20～15:45	—	—
渋谷	5:00～8:20	8:20～15:45	—	—
杉並	—	8:20～15:45	—	—
豊島	5:00～8:20	8:20～15:45	—	—
板橋	5:00～8:00	8:20～15:45	—	—
練馬	—	8:20～15:45	—	—
光が丘	—	8:20～15:45	—	—
墨田	5:00～8:00	8:20～15:45	—	—
新江東	5:00～8:00	8:20～15:45	—	7:00～8:00 8:20～12:00 13:00～15:45
有明	5:00～8:20	8:20～15:45	—	—
足立	5:00～8:00	8:20～15:45	—	—
葛飾	—	8:20～15:45	—	—
中防処理施設	—	8:00～16:00	—	—

時間帯	早朝	昼間時間帯	昼休み (12:00～13:00)	夜間	日曜
自動排出機能あり	○	○	○	○	○
自動排出機能なし	×	○ ※4	×	×	×
代車	×	○	×	×	×

※1 搬入終了時間の15分前には、受付を済ませるようにしてください。

※2 大田(第一)工場は、大田(新)工場の点検などで搬入先の変更を指示する場合のみ案内します(搬入計画は定めません)。

※3 千歳工場は延命化工事のため令和6年8月まで搬入を受け付けていません。

※4 自動排出機能がない場合の昼間時間帯の搬入受付時間については、各清掃工場にお問い合わせください。  
(連絡先は19ページ参照)

## 産業廃棄物一覧表

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条による。また、指定業種のある場合、業の種類は、「日本標準産業分類表」の区分によって判断する。

区分	種 類	具 体 例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残さ物、その他焼却かすなど
	(2) 汚泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの、及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもの、ビルピット汚泥（し尿を含むものを除く。）、カーバイドかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥など
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチなど
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種有機廃酸類など全ての酸性廃液など
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液など全てのアルカリ性廃液など
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む。）など、固形状及び液状の全ての合成高分子系化合物など
	(7) ゴムくず	天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
	(9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、耐火レンガくず、石膏ボード、「(11) がれき類」以外のコンクリートくずなど
	(10) 鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、不良石炭、粉炭かすなど
	(11) がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって捕捉されたもの（ダスト類）
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築（増築を含む。）又は除去に伴って生じたもの）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷加工業から生じる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業に係るもの、物品賃貸業に係るもの、及び貨物の流通のために使用したパレットから生じる木くず、おがくず、パーク類など
	(15) 繊維くず （天然繊維くずのみ）	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ。）、衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物で、あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあらなど
	(17) 動物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場において家畜の解体等により生じた骨等の固形状の残さ物のうち不要とされるもの
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・めん羊・にわとりなどのふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・めん羊・にわとりなどの死体
	(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの	

## 一組施設持込禁止物

1	ふん尿								
2	動物の死体								
3	<p>特別管理一般廃棄物に指定されている物</p> <p>例：感染性一般廃棄物</p> <p>環境省発行「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」及び各区医療廃棄物取扱要綱などによる、非感染性廃棄物であることを明記したラベル（ステッカー）を貼付していない医療廃棄物は、一組施設には搬入できません。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <table border="1" style="background-color: #00ff00; width: 150px; height: 80px; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center; font-weight: bold;">滅菌処理済</td></tr> <tr><td style="font-size: 8px;">医療機関名</td></tr> <tr><td style="font-size: 8px;">管理責任者</td></tr> <tr><td style="font-size: 8px;">排出年月日</td></tr> </table> <p>左図 「滅菌処理済」と記した緑色ラベル（ステッカー）</p> </div> <div style="text-align: center;"> <table border="1" style="background-color: #add8e6; width: 150px; height: 80px; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center; font-weight: bold;">非感染性廃棄物</td></tr> <tr><td style="font-size: 8px;">医療機関名</td></tr> <tr><td style="font-size: 8px;">管理責任者</td></tr> <tr><td style="font-size: 8px;">排出年月日</td></tr> </table> <p>左図 「非感染性廃棄物」と記した青色ラベル（ステッカー）</p> </div> </div>	滅菌処理済	医療機関名	管理責任者	排出年月日	非感染性廃棄物	医療機関名	管理責任者	排出年月日
滅菌処理済									
医療機関名									
管理責任者									
排出年月日									
非感染性廃棄物									
医療機関名									
管理責任者									
排出年月日									
4	有害性の物								
5	爆発性のある物、火災発生の原因となるおそれのある物等危険性のある物								
6	液状の物（投入施設（品川清掃作業所）に運搬する場合のし尿を除く。）								
7	粉末状又は顆粒状で飛散するおそれのある物								
8	<p>清掃工場にあっては、焼却に適さない物</p> <p>(1) 金属、ガラス、石、陶器、土砂、コンクリートなどの不燃物</p> <p>(2) 弁当がら等及び皮革の一部など</p>								
9	<p>その他処理施設、投入施設又は運搬施設の管理運営に支障を来すおそれのある物</p> <p>(1) 次ページの形状、寸法を超える物</p> <p>(2) 冷凍された状態の物、水分を多量に含んだ物、一時に大量に搬入される物など、焼却等の処理に支障を来すおそれのある物</p> <p>(3) 搬入に長時間を要するなど、処理施設での受入れに支障を来すおそれのある物</p> <p>(4) 処理施設のうち組合が管理運営する不燃・粗大ごみ処理施設等にあつては、清掃工場で受入れ可能な物</p> <p>(5) その他処理施設で受け入れることが適当でないと管理者が認める物</p> <p>※ 土砂は「廃棄物」に当たらないので、持込みできません。</p>								

# 一組施設における搬入可能な廃棄物の形状・寸法、車両の高さ等の制限

(令和6年4月現在)

工場名	直接受入れ処理可能なごみの形状・寸法 *4				搬入車両の高さ等の制限*1	
	柱・棒状	板状	箱形	その他(畳)	高さ*2	幅
中央	長さ 50cm以下 角・径10cm以下	一辺の長さ 50cm以下	対角線の長さ 50cm以下	1 / 4 以下	6.00m以下	2.80m以下
港	〃	〃	〃	〃	6.00m以下	2.80m以下
品川	〃	〃	〃	〃	5.30m以下	2.60m以下
目黒	〃	〃	〃	〃	6.20m以下	2.80m以下
大田(新)	〃	〃	〃	〃	6.20m以下	3.00m以下
大田(第一)	〃	〃	〃	〃	6.00m以下	2.50m以下
多摩川	〃	〃	〃	1 / 5 以下	4.20m以下	2.50m以下
世田谷	〃	〃	〃	一辺の長さ 50cm以下	6.00m以下	2.80m以下
千歳	〃	〃	〃	1 / 4 以下	6.00m以下	3.00m以下
渋谷	〃	〃	〃	一辺の長さ 50cm以下	6.00m以下	2.80m以下*3
杉並	〃	〃	〃	1 / 4 以下	5.80m以下	2.50m以下
豊島 *5	〃	〃	〃	一辺の長さ 50cm以下	6.00m以下	2.80m以下
板橋	〃	〃	〃	1 / 4 以下	4.80m以下	2.80m以下
練馬	〃	〃	〃	〃	6.20m以下	3.00m以下
光が丘	〃	〃	〃	〃	6.20m以下	3.00m以下
墨田	〃	〃	〃	〃	6.20m以下	2.60m以下
新江東	〃	〃	〃	〃	6.00m以下	2.80m以下
有明	〃	〃	〃	〃	6.20m以下	3.00m以下
足立	〃	〃	〃	〃	5.30m以下	2.60m以下
葛飾	〃	〃	〃	〃	6.20m以下	3.00m以下
中防 処理施設	長さ 180cm以下 直径又は幅30cm以下	縦 180cm以下 横 90cm以下	縦 180cm以下 横 90cm以下 奥行 50cm以下		高さ3.80m以下、幅2.50m以下、ホイールベース7.50m以下、車両総重量30 t 未満*6	

\*1 工場によっては車両のダンプアップ時や塵芥車のテールゲート開閉時に、バンカゲートや車両転落防止バーに接触するおそれがあるため、事前確認が必要な場合があります。

\*2 高さは、車両がダンプした後の高さ(中防処理施設は、持込ごみ受付ゲート通過時の高さ)

\*3 車両の長さは7m以下

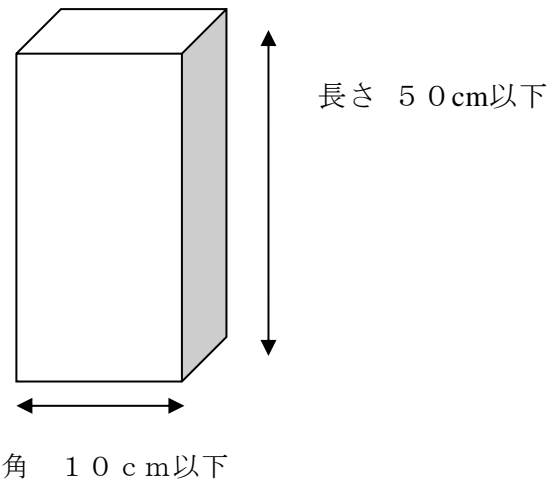
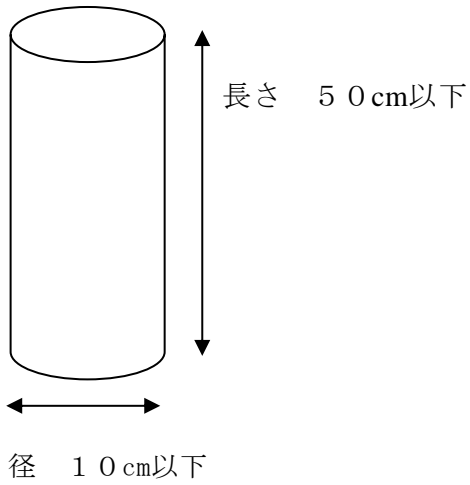
\*4 工場、中防とも「ロール状のもの」及び「フレキシブルコンテナ」は施設内部でつまりの原因となるおそれがあるため、搬入できません。

\*5 「紙おむつ」は給じん機につまるため、豊島工場に搬入できません。

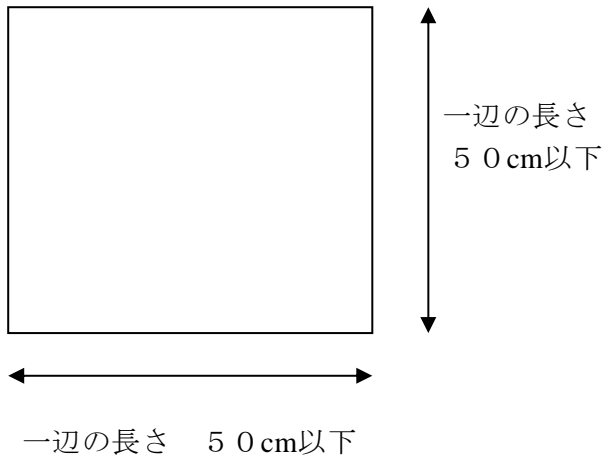
\*6 車両総重量20トン(中防は30トン)以上の車両は持込みを行うことができません。

清掃工場に搬入可能なごみの形状・寸法

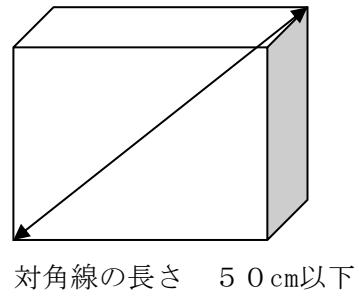
① 柱・棒状の物



② 板状の物（布状の物を含む）

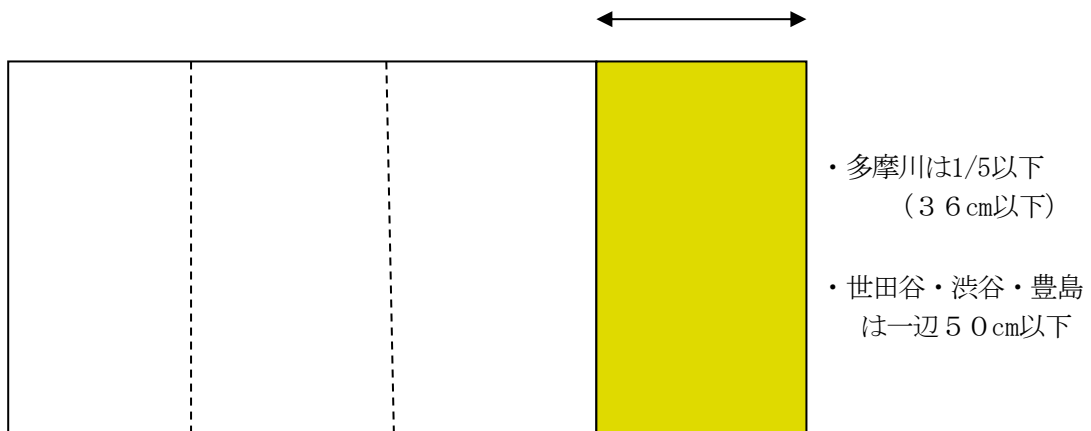


③ 箱形の物



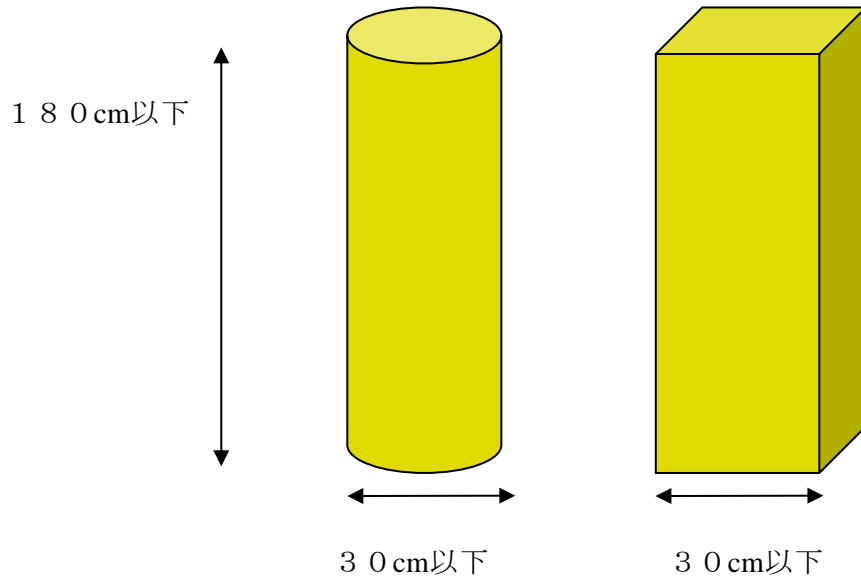
④ 畳

1/4以下（45 cm以下）

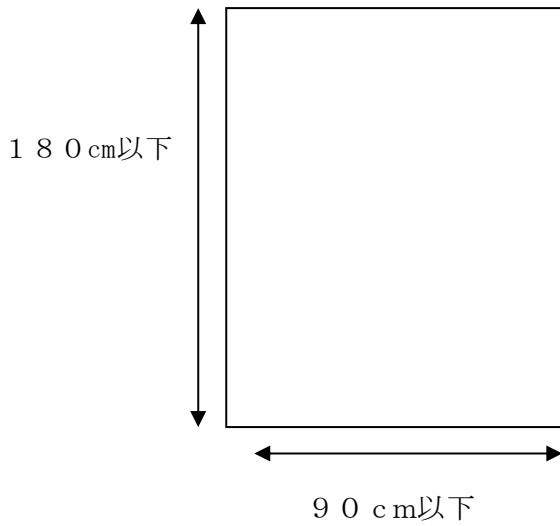


中防粗大ごみ破碎処理施設に搬入可能なごみの形状・寸法

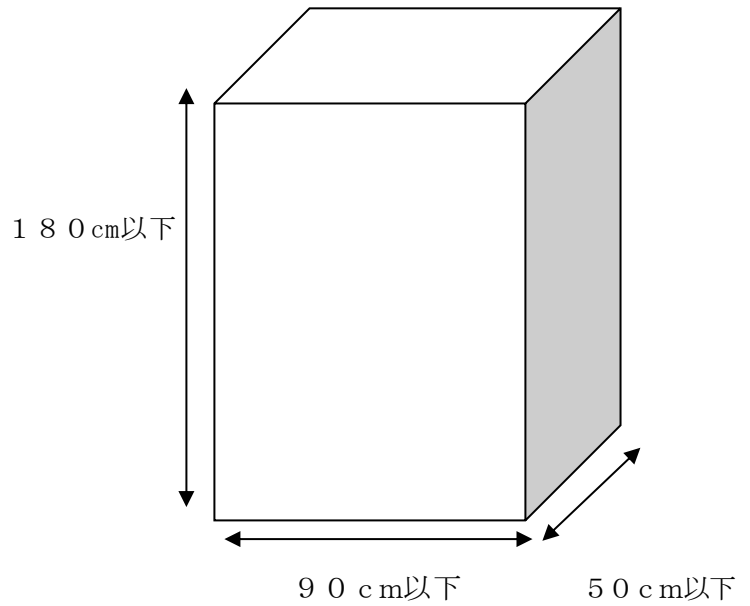
① 柱・棒状の物（中味が詰まっているもの）



② 板状の物（布状の物を含む）



③ 箱型の物



## 持ち込める廃棄物の例示

種類	内容	具体例	許可種類	処理施設
厨芥	炊事場から出る野菜、魚介などのくず *許可業者の場合は野菜・花くずを含む。	残飯、調理後の野菜 ・魚介くず、煙草の吸殻、茶殻	普通ごみ	清掃工場・中防粗大
紙くず	紙製のくず *産業廃棄物の紙くずを除く。	書類、シュレッダーくず、ペーパータオル、紙おむつ(非感染性で汚物が除去されているもの)		
木くず	木製のくず *産業廃棄物の木くず(貨物流通用木製パレット等)を除く。	木製まな板、木製家具製品、建具類 *許可業者の場合は植木くずを含む。		
繊維くず	天然繊維のくず *産業廃棄物の繊維くずを除く。 *産業廃棄物の廃プラスチック類(合成繊維くず等)を除く。	カーテン、布団、衣服(皮革製品を除く) *許可業者の場合は畳くずを含む。		
(滅菌済)医療廃棄物	滅菌処理したことによって、事業系一般廃棄物として清掃工場へ持ち込み可能となった物 *一般廃棄物収集運搬業の許可の種類の「医療廃棄物」とは異なる。			
皮革関連廃棄物	皮革関連事業者から排出される皮革くず、シェービングくずなど(別途「皮革関連事業廃棄物取扱い」による)			
弁当がら等	・オフィスの従業員等の飲食に伴い排出される弁当がら等 ・飲食店(レストラン、ファーストフード等)、小売業店舗(スーパー、コンビニ等)から排出される食材を包装していたビニール、プラスチック製容器等			
道路公園ごみ	道路(都道を除く)、公園、河川及び港湾の清掃により発生する一般廃棄物	落ち葉、草、枝、木、紙コップ、(弁当がら、缶、ビン)	道路・公園ごみ	防選別機 燃・中防粗大・中
都道清掃ごみ	都知事の管理する道路の清掃により発生する一般廃棄物			
し さ	水再生センター等から発生するしさを *しさをスクリーンによって除去された夾雑物、固形物の総称(スクリーンかす)		しさを ふさ	清掃工場
植木くず	樹木の剪定に伴って発生する植木くず	植木の幹、枝、葉、根(土を払い落としたもの)	(自己持込み)	清掃工場・中防粗大
畳くず	畳屋から発生する畳くず(畳屋から発生する障子、ふすまを含む。) *産業廃棄物の廃プラスチック類(合成繊維くず等)を除く。			
野菜・花くず	市場、八百屋から発生する野菜くず、又は花屋から発生する花くず			

※焼却残灰及びふさ(貯留槽等の水面に浮かんでいるかす(スカム))は、最終処分場へ

※中防不燃・・・不燃ごみ処理センター

※中防粗大・・・粗大ごみ破碎処理施設



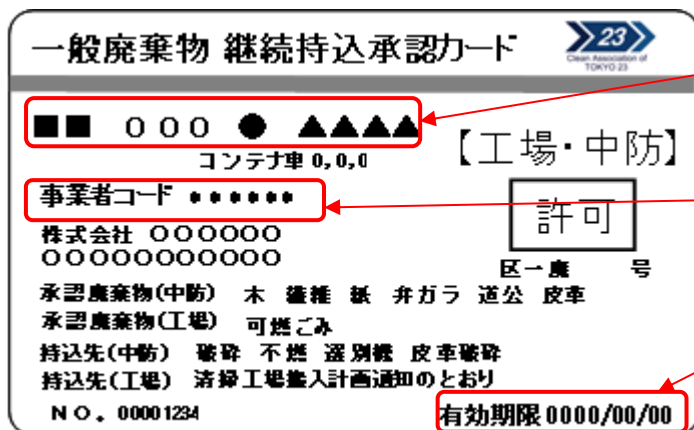
## 中防不燃ごみ処理センターへ搬入できる弁当がら等

排出場所等	搬 入 可	搬 入 不 可
<p>※ 三 一 従業者・客の飲食に伴って排出されたものに限る。</p> <p>二 映画館・劇場・競技場・遊園地等の観客が排出</p> <p>一 各種事業所・事務所・オフィス・学校・病院等の従業員・来客等が排出</p>	<p>1 プラスチック製容器（飲食物用） 【例】コンビニ弁当容器、弁当屋弁当容器、プリン・ゼリー容器、インスタント食品・カップ麺容器等</p> <p>2 発泡スチロール製容器（飲食物用） 【例】惣菜トレイ等（付属したラップフィルムを含む。）</p> <p>3 ビニール製容器（飲食物用） 【例】菓子袋等</p> <p>4 食品付属物 【例】容器の栓・ふた・キャップ、ストロー、寿司中仕切り等</p>	<p>左に記載したもの以外</p> <p>1 清掃工場に搬入すべき可燃ごみ 【例】厨芥、紙くず、木くず、繊維くず等</p> <p>2 産業廃棄物 【例】 ・文房具、針金、電化製品、コンピュータ用品、蛍光灯、ガラス、一斗缶、金属製品等 ・建設工事現場等から排出される針金、鉄線、ビニールパイプ等 ・倉庫、運送会社、出版社等から排出されるビニール、PPバンド、ワイヤー等 ・食材以外のものを包装していたビニール袋、トレイ、クッション材、PPバンド等</p> <p>3 容易にリサイクルルートにまわせる物 【例】飲食に伴って発生するびん、缶、ペットボトル、特定家庭用機器再商品化法対象物等</p> <p>4 施設の安定操業に支障が生じる廃棄物 【例】長さ1.8m又は直径30cmを超える物、医療廃棄物等</p> <p>5 特別区の区域外から発生した廃棄物</p>
<p>※ 飲食物の仕入れ商品、売れ残り商品及び従業員・客の飲食に伴って排出されたものに限る。</p> <p>二 飲食店（食堂・レストラン・喫茶店・ファーストフード・バー・酒場等）からの排出</p> <p>一 食品小売業（各種商店・百貨店・スーパーマーケット・コンビニエンスストア等、飲食料品を扱う店舗）からの排出</p>	<p>1 プラスチック製容器（飲食物用） 【例】コンビニ弁当容器、弁当屋弁当容器、プリン・ゼリー容器、インスタント食品・カップ麺容器等</p> <p>2 発泡スチロール製容器（飲食物用） 【例】惣菜トレイ等（付属したラップフィルムを含む。）</p> <p>3 ビニール製容器（飲食物用） 【例】菓子袋等</p> <p>4 食品付属物 【例】容器の栓・ふた・キャップ、ストロー、中仕切り等</p> <p>5 食品保護用緩衝材 【例】発泡スチロール製クッション等</p>	<p>左に記載したもの以外</p> <p>1 清掃工場に搬入すべき可燃ごみ 【例】厨芥、紙くず、木くず、繊維くず等</p> <p>2 産業廃棄物 【例】 ・文房具、針金、電化製品、コンピュータ用品、蛍光灯、ガラス、一斗缶、金属製品等 ・建設工事現場等から排出される針金、鉄線、ビニールパイプ等 ・倉庫、運送会社、出版社等から排出されるビニール、PPバンド、ワイヤー等 ・食材以外のものを包装していたビニール袋、トレイ、クッション材、PPバンド等 ・仕入時の魚、野菜等が入っていた発泡スチロール箱等</p> <p>3 容易にリサイクルルートにまわせる物 【例】飲食に伴って発生するびん、缶、ペットボトル、特定家庭用機器再商品化法対象物</p> <p>4 施設の安定操業に支障が生じる廃棄物 【例】長さ1.8m又は直径30cmを超える物、医療廃棄物等</p> <p>5 特別区の区域外から発生した廃棄物</p>

※食品残さ物等を取り除いてから搬入すること。



## ICカード及び一組施設での使用方法



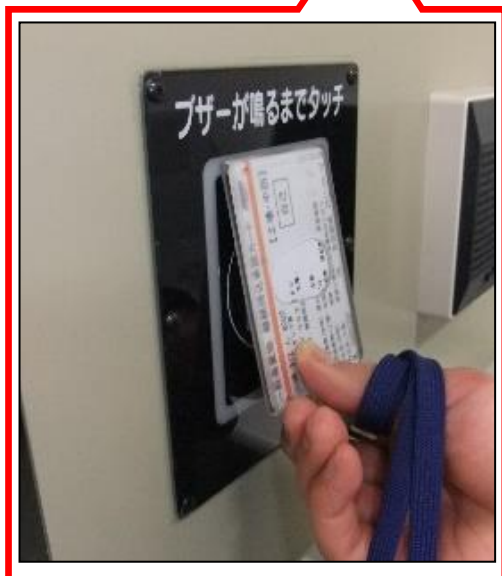
カード記載の車両番号と同じ車両を使用してください。

事業者コード

カードの有効期限が過ぎたものは使用できません。



ICカード読み取り機は、カードリーダー装置の中央にあります。



カードケースに入れたまま、ブザーが鳴るまで触れさせてください。

## 清掃一組処理施設（清掃工場・中防等）一覧

（令和6年4月現在）

施設名	住 所	電話番号
中央清掃工場	〒104-0053 中央区晴海 5-2-1	3532-5341
港清掃工場	〒108-0075 港区港南 5-7-1	5479-5300
品川清掃工場	〒140-0003 品川区八潮 1-4-1	3799-5353
目黒清掃工場	〒153-0062 目黒区三田 2-19-43	5708-5314
大田清掃工場	〒143-0003 大田区京浜島 3-6-1	3799-5311
多摩川清掃工場	〒146-0092 大田区下丸子 2-33-1	3757-5383
世田谷清掃工場	〒157-0074 世田谷区大蔵 1-1-1	3416-5355
千歳清掃工場	〒156-0056 世田谷区八幡山 2-7-1	3302-2590
渋谷清掃工場	〒150-0011 渋谷区東 1-35-1	3498-5311
杉並清掃工場	〒168-0072 杉並区高井戸東 3-7-6	3334-5301
豊島清掃工場	〒170-0012 豊島区上池袋 2-5-1	3910-5300
板橋清掃工場	〒175-0082 板橋区高島平 9-48-1	5945-5341
練馬清掃工場	〒177-0032 練馬区谷原 6-10-11	3995-5311
光が丘清掃工場	〒179-0072 練馬区光が丘 5-3-1	5967-1356
墨田清掃工場	〒131-0042 墨田区東墨田 1-10-23	3613-5311
新江東清掃工場	〒136-0081 江東区夢の島 3-1-1	5569-5341
有明清掃工場	〒135-0063 江東区有明 2-3-10	3529-3751
足立清掃工場	〒121-0812 足立区西保木間 4-7-1	3859-4475
葛飾清掃工場	〒125-0032 葛飾区水元 1-20-1	5660-5389

中防処理施設管理事務所	〒135-0066 江東区海の森 2-4-79	3599-5324
品川清掃作業所（し尿関係）	〒140-0003 品川区八潮 1-4-11	3799-5361
京浜島不燃ごみ処理センター	〒143-0003 大田区京浜島 3-7-1	3799-5311

※ 北清掃工場、江戸川清掃工場は現在建替え中です。

### <発行>

東京二十三区清掃一部事務組合 施設管理部管理課 搬入承認・手数料係  
**【住所】** 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館13階  
**【電話】** 03-6238-0829 **【FAX】** 03-6238-0740  
**【電話・窓口受付時間】** 土日・祝日を除く 9:00~12:00、13:00~16:00  
**【ホームページ】** <https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp>



印刷物登録
令和5年度第135号